

北上市教育委員会押印及び署名規定の廃止に伴う関係規則の整備規則

(北上市立幼稚園規則の一部を改正する規則)

第1条 北上市立幼稚園規則（平成3年北上市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(北上市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則)

第2条 北上市文化財保護条例施行規則（平成3年北上市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第8号まで及び様式第10号から様式第16号までの規定中「㊟」を削る。

(北上市立博物館規則の一部を改正する規則)

第3条 北上市立博物館規則（平成3年北上市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

(北上市埋蔵文化財センター規則)

第4条 北上市埋蔵文化財センター規則（平成3年北上市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則)

第5条 北上市立小中学校就学規則（平成20年北上市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削る。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 猶予（免除）の理由を証明できる書類があれば、その書類又はその写しを添付してください。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式備考第1項を削り、備考第2項を備考第1項とし、備考第3項を備考第2項とする。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 就学を承諾する権限を有する者が発行した就学を証する書面を添付してください。

様式第11号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(北上市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例規則の廃止)
- 2 北上市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例規則（令和3年北上市教育委員会規則第5号）は、廃止する。